

兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会
南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング

第8回ワーキング

日 時 : 令和7年9月25日（木）10：00～
場 所 : 神戸センタープラザ西館貸会議室（9号室）※WEB併設

議事次第

1. 開会あいさつ
2. 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）の改訂に向けた検討
 - 1) 道路法改正による道路啓開の新たな枠組みについて 【資料1】
 - 2) 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）の概要 【資料2】
 - 3) 道路啓開計画の法定化を受けた対応 【資料3】
 - 4) 今年度の取組について 【資料4】
 - 5) 兵庫県直下型地震を対象とした道路啓開計画の立案 【資料5】
3. 閉会

新たな 道路啓開計画の 枠組み

令和7年6月20日
国土交通省道路局



改正道路法における道路啓開の枠組み

道路啓開計画を法定化、実効性のある計画に基づいた道路啓開を実施(承認工事の特例の創設)

背景・必要性

能登半島地震等を受けた「道路啓開」の重要性の認識
(人命救助、ライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保)

激甚化・頻発化する
自然災害への対応強化

これまでの全国の
啓開実績の反映

改正概要

道路啓開計画の策定 及び 記載内容の明確化

対象災害、啓開目標、対象路線・区間、啓開方法、資材・機械の備蓄・調達、訓練、情報の収集・伝達方法 等

→ 法定協議会(道路管理者+関係機関)を経て決定

※道路啓開:土砂・瓦礫等、自然災害に伴う道路上の障害物除去

■令和6年能登半島地震における道路啓開

- | | |
|-------|--|
| STEP1 | 各役所(輪島市、能登町、珠洲市)までのアクセス(縦軸・横軸)を確保 |
| STEP2 | 多数の孤立集落があるR249等の沿岸部へのアクセス(「くしの歯」の「歯」)を優先的に確保 |
| STEP3 | R249等の沿岸部の孤立集落への啓開を実施 |



道路啓開の実効性の向上

① 管理区分を超えた啓開作業



事前に協議した対象路線に対し、当該道路管理者以外の者が円滑に作業できるよう措置

② 実践的な啓開訓練



多くの関係者の協力のもとで車両・ガレキ移動、倒壊電柱除却などの訓練を実施

③ 定期的な計画見直し



策定後の災害対応の実績や、地域の災害想定の見直し等を踏まえて計画を見直し

今後の予定

令和7年4月16日

改正道路法 公布・施行

令和7年6月20日
(本日)

基本政策部会
新たな道路啓開計画の枠組み<報告>

令和7年 夏頃

道路啓開計画ガイドライン【地震・津波災害】策定・公表

令和7年 夏頃

広域ブロック単位
道路啓開計画法定協議会 設立

※順次、他の自然災害について検討

令和7年度内目標

広域ブロック単位
道路啓開計画 策定・公表

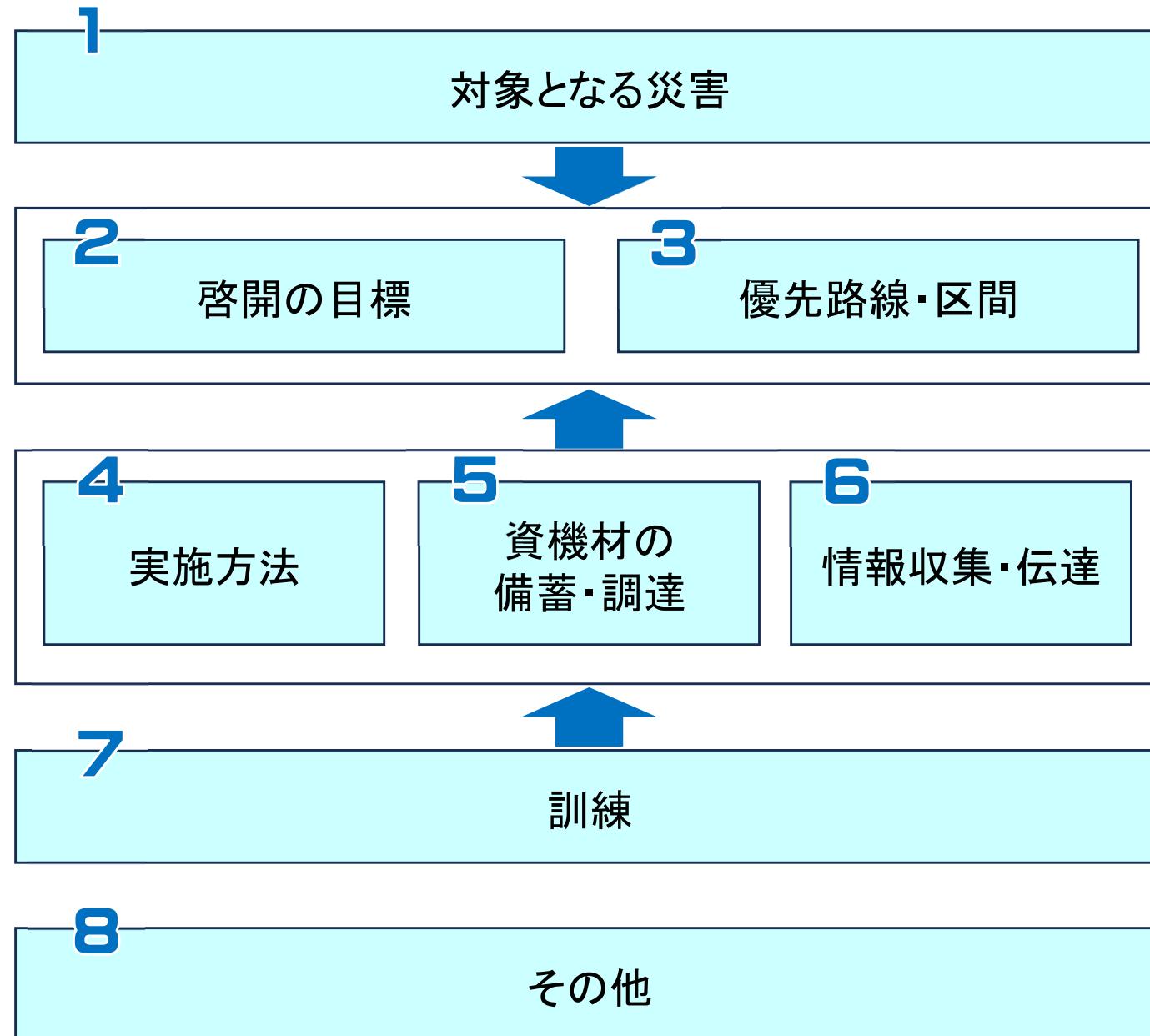
都道府県単位
道路啓開計画法定協議会 設立

令和8年度内目標

都道府県単位
道路啓開計画 策定・公表



道路啓開計画の基本的な構成



自然災害の種類

地震・津波災害

火山災害

雪害

風水害

計画策定単位

広域ブロック単位

都道府県単位

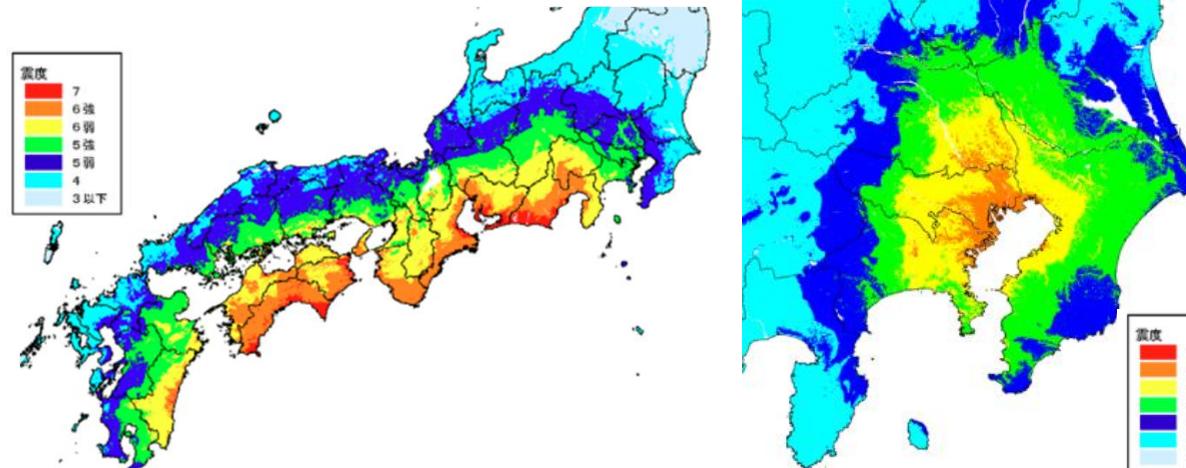
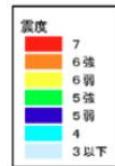
1. 対象となる災害

(1)

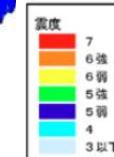
広域

整備局等
ブロック単位

南海トラフ地震

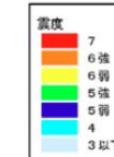


首都直下地震



出展：中央防災会議

日本海溝・千島海溝地震



出展：中央防災会議

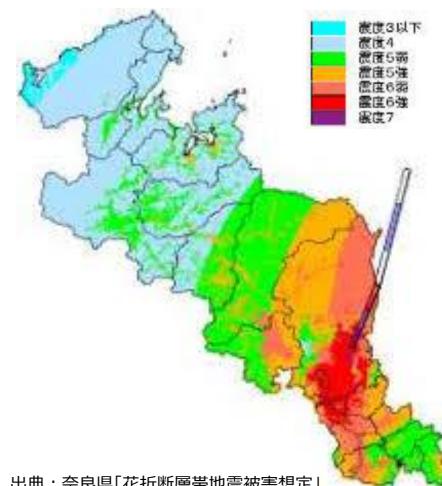
等

(2)

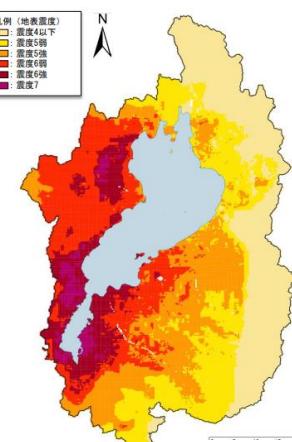
地域

都道府県
単位

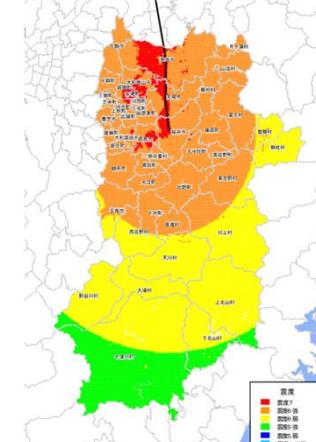
京都府
花折断層帯地震



滋賀県
琵琶湖西岸断層帯地震



奈良県
奈良盆地東縁断層帯地震



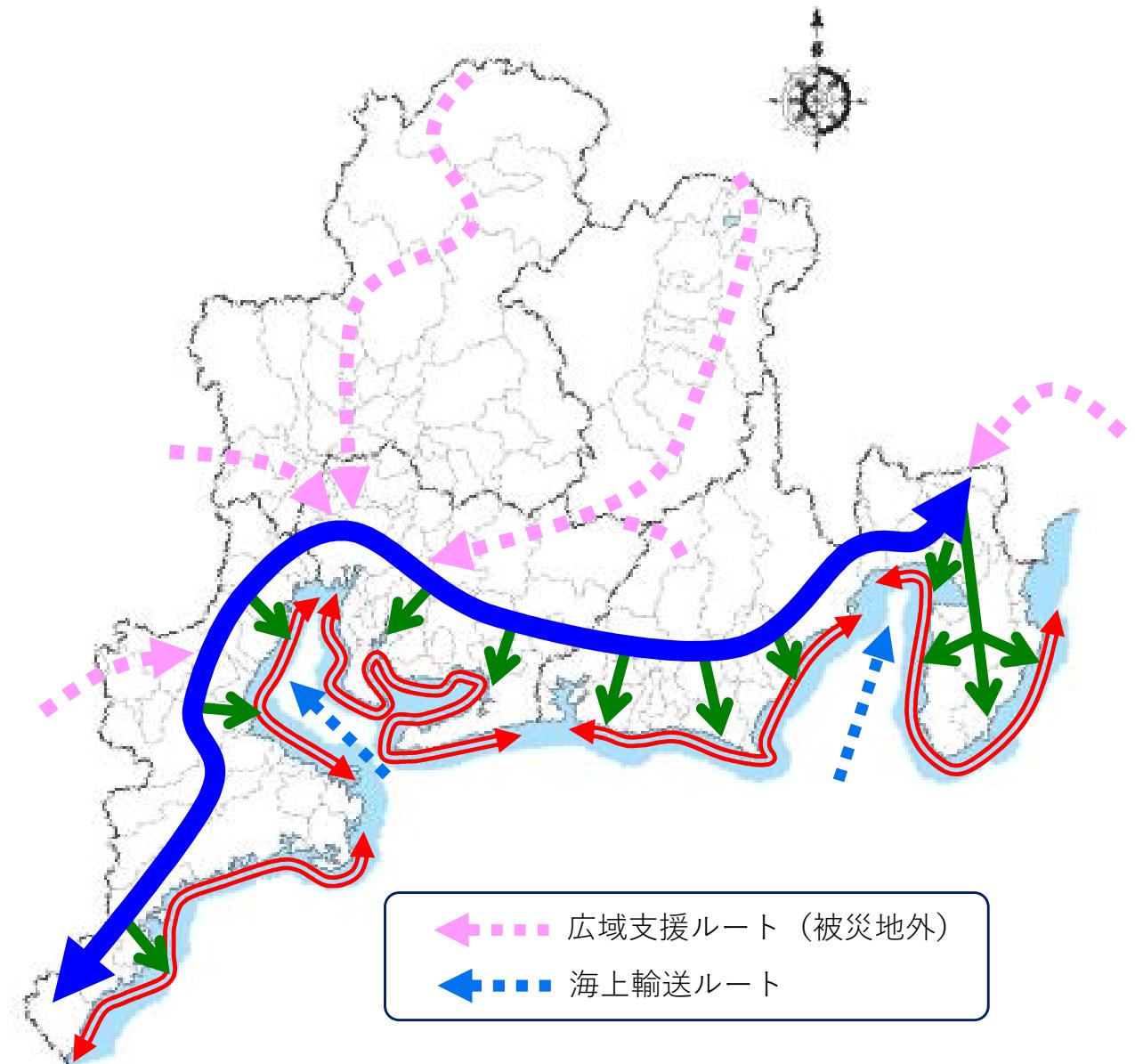
出典：奈良県「第2次奈良県地震被害想定調査報告書」

等

「2. 啓開目標」と「3. 優先路線・区間」

例：中部版「くしの歯作戦」（令和7年3月改訂）

中部地方幹線道路協議会
中部管理防災・震災対策検討分科会



兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)の概要

2025/9/25(木)
第8回ワーキング

兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)のこれまでの経緯

- 東日本大震災を契機に見直された南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、早期に緊急輸送道路等の機能を確保するための道路啓開・復旧に関する計画を策定すべく、「南海トラフ巨大地震等災害発生時の緊急輸送道路等確保ワーキング（以降、ワーキング）」を設立のうえ検討が進められてきた。
- そして、令和2年3月に「兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）」を策定。その後、2回の改訂を経て現在に至る。

計画策定（令和2年3月）

- ・南海トラフ地震を対象とした計画を策定
- ・対象地域は阪神淡路地域
- ・啓開ルート及び主要拠点を設定
- ・その他連絡体制、作業計画等を記載

計画改訂 (1回目:令和5年12月)

- ・主要拠点の一部見直し
- ・その他記載の追記・変更（情報共有システムの活用、緊急通行車両及び規制除外車両届出の推進、等）

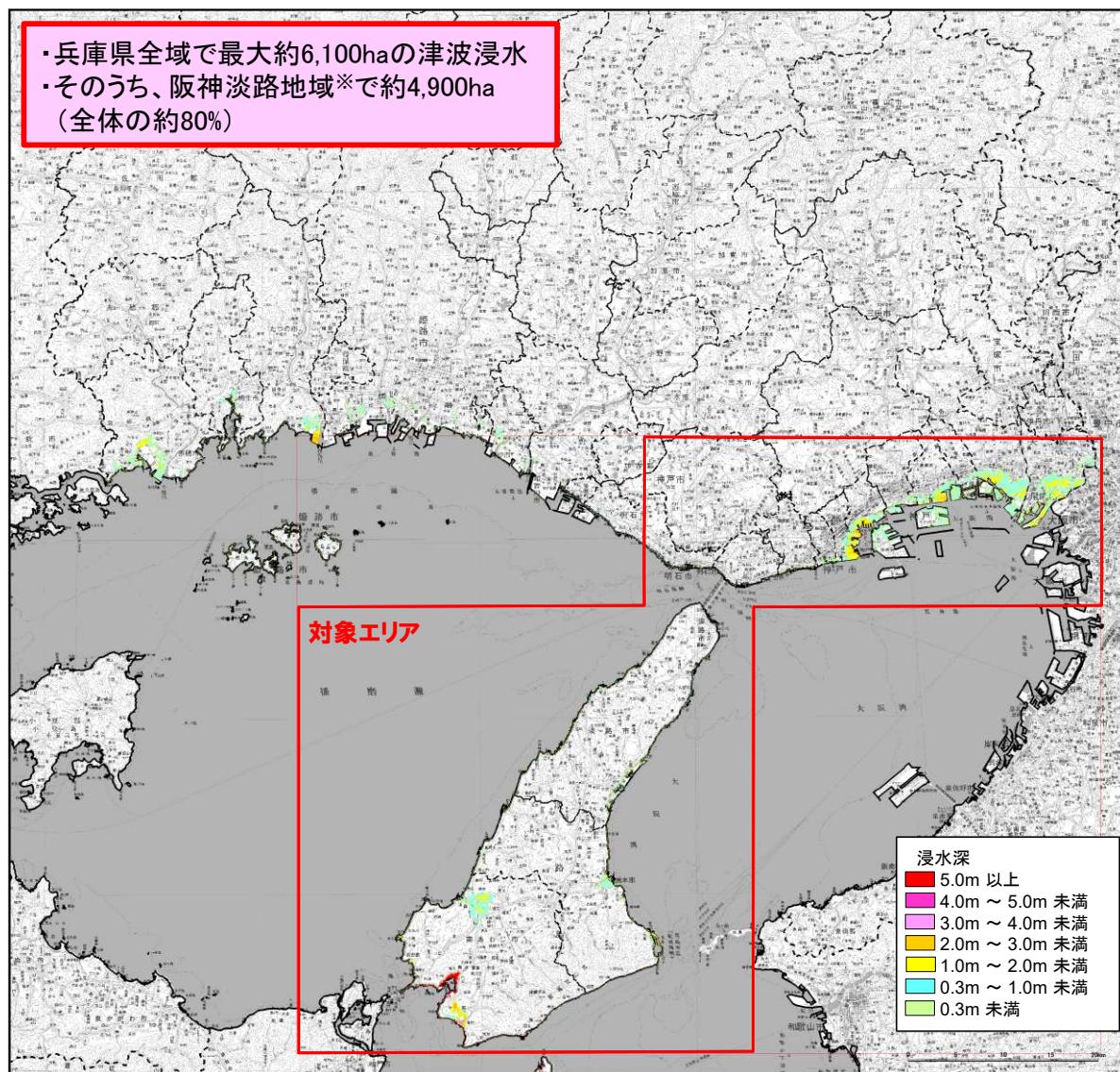
計画改訂 (2回目:令和6年12月)

- ・主要拠点の一部見直し
- ・道路啓開計画の適用基準を明記
- ・通信途絶時の連絡体制・参考拠点の記載
- ・自衛隊との連携（海からの啓開）を記載
- ・雪害における道路啓開を記載

兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案) 目次

1. 前提条件		5. 啓開作業計画	
1－1. 本計画の位置づけ	… 1	5－1. 発災時の行動計画	… 80
1－2. 本計画の対象地震	… 2	5－2. 道路啓開の作業要領	… 84
1－3. 対象エリアの設定	… 3	5－3. 道路啓開の手順	… 85
2. 基本的な考え方		5－4. 人員・資機材、燃料等の 備蓄・調達計画	… 94
2－1. 総則	… 4	5－5. 関係機関の役割分担	… 107
2－2. 兵庫県域の被災想定	… 5	5－6. 道路啓開の担当割付	… 108
2－3. 道路啓開の概要	… 6	5－7. 事前準備	… 109
2－4. 啓開ルート計画の考え方	… 8	5－8. 訓練の実施	… 112
2－5. 道路啓開の目標	… 10		
3. 啓開ルート計画		6. 雪害における道路啓開	… 114
3－1. 主要拠点の選定	… 12	7. 火山災害における道路啓開	… 119
3－2. 啓開ルートの選定	… 23		
4. 情報収集・連絡・連携		管理者別道路啓開図	… 121
4－1. 指示連絡系統	… 60		
4－2. 啓開計画の適用基準	… 64		
4－3. 情報収集・連絡手段の 確保及び運用方法	… 67		

- 関東地方に次ぐ生活・経済圏を抱える近畿地方では、南海トラフ巨大地震の発生により甚大な被害が危惧されている。
- 被害想定は、「兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定」(平成26年6月 兵庫県公表)を採用する。
- 当面は、顕著な津波被害が危惧される「阪神淡路地域」を対象エリアとして検討する。



	内閣府 (H24)	兵庫県 (H26)
地震名	南海トラフ巨大地震 (陸側)	南海トラフ巨大地震 (陸側)
地震の規模	M9.0	M9.0
浸水面積	約1,900ha	約6,100ha

地域名	市町名	浸水面積(ha)	全体比率(%)
阪神	神戸市	1,586	26
	尼崎市	981	16
	西宮市	911	15
	芦屋市	79	1
	合計	3,557	58
淡路	洲本市	215	4
	南あわじ市	964	16
	淡路市	167	3
	合計	1,346	22
播磨	明石市	24	0
	加古川市	17	0
	高砂市	86	1
	播磨町	3	0
	姫路市	276	4
	相生市	84	1
	たつの市	259	4
	赤穂市	489	8
	合計	1,238	20
	全体	6,141	100

※四捨五入により浸水面積、全体比率の合計が一致しない

出典)兵庫県 南海トラフ巨大地震津波被害想定(平成26年6月 兵庫県公表)

※南海トラフ巨大地震の想定震源断層域は、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計するために、設定されたもの。

2. 3. 1 道路啓開とは

- 緊急車両等の通行のため、1車線でもとにかく通れるように早急に最低限のガレキ処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることをいう。
- 大規模災害では、応急復旧の前に救援ルートを確保する道路啓開が必要となる。



道路啓開の位置づけ～発災から復興までのフロー

出典)国土交通省ホームページ

ガレキ等
の除去



道路啓開



橋梁段差の解消



段差30cm



土のうにて緊急
段差解消

2. 4. 1 主要拠点選定の考え方

- 内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」で定められた防災拠点や、「兵庫県地域防災計画」で定められた広域防災拠点、災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）、その他応急復旧活動に必要な施設等を主要拠点として選定する。
- 各市の地域防災計画から、地域防災拠点、災害対応病院を選定する。
- 道路啓開活動の司令塔として災害対策拠点を選定する。
- 救命救助活動の司令塔として救助活動拠点を選定する。
- 淡路島の孤立対策として、ヘリポート（公設）を選定する。

分類	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①防災拠点	「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」で定められた、救援・物資輸送にあたって利活用が可能な拠点施設	広域進出拠点 (SA・PA等) 広域物資輸送拠点 空港・港湾施設	内閣府指定拠点（「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」）
②広域防災拠点	災害発生時に救援・救護、復旧活動等の拠点として、以下の機能を有する施設 (1) 被災者用物資等の備蓄機能 (2) 救援物資の集積・配送機能 (3) 応急活動要員の集結・宿泊・出動機能	県広域防災拠点	兵庫県指定拠点 (兵庫県地域防災計画)
③災害拠点病院	重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受入れ、広域患者搬送への対応機能を持つ施設	県災害拠点病院	兵庫県指定拠点 (兵庫県地域防災計画)
④地域防災拠点	他地域や広域防災拠点から派遣される要員や救援物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・補完拠点、情報通信拠点としての機能を持つ施設	公園 学校（グラウンド）	市指定（整備）拠点 (各市地域防災計画)
⑤災害対応病院	県が指定する災害拠点病院に準じ、災害時等に被災患者の受入及び治療のほかに、市が設置する救護所への医薬品や衛生資材等の提供、救護班の派遣等の役割を担う施設	災害対応病院	市指定拠点（各市地域防災計画等）
⑥災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している拠点	国道事務所 県庁 県土木事務所 市役所 高速道路管理事務所 港管理事務所	【国土交通省】近畿地方整備局、事務所HP 【県庁・県土木事務所】兵庫県HP 【市役所】災害対策本部が設置される庁舎 【高速道路管理事務所・港管理事務所】 兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画
⑦救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防本部 警察本部 自衛隊（基地） 警察署・消防署	【消防】各市（各組織）消防本部 【警察】警察関係等の情報を集約して意思決定（緊急交通路指定等）を行う県警本部 【自衛隊】自衛隊兵庫地方協力本部HPより抽出 【警察署・消防署】 兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画
⑧ヘリポート	特に孤立が懸念される淡路島の救命・救助活動の拠点施設	ヘリポート (公設)	「兵庫県ヘリコプター臨時離着陸場適地一覧」 に記載の淡路島の施設（公設）

2. 4. 2 啓開ルート選定の考え方

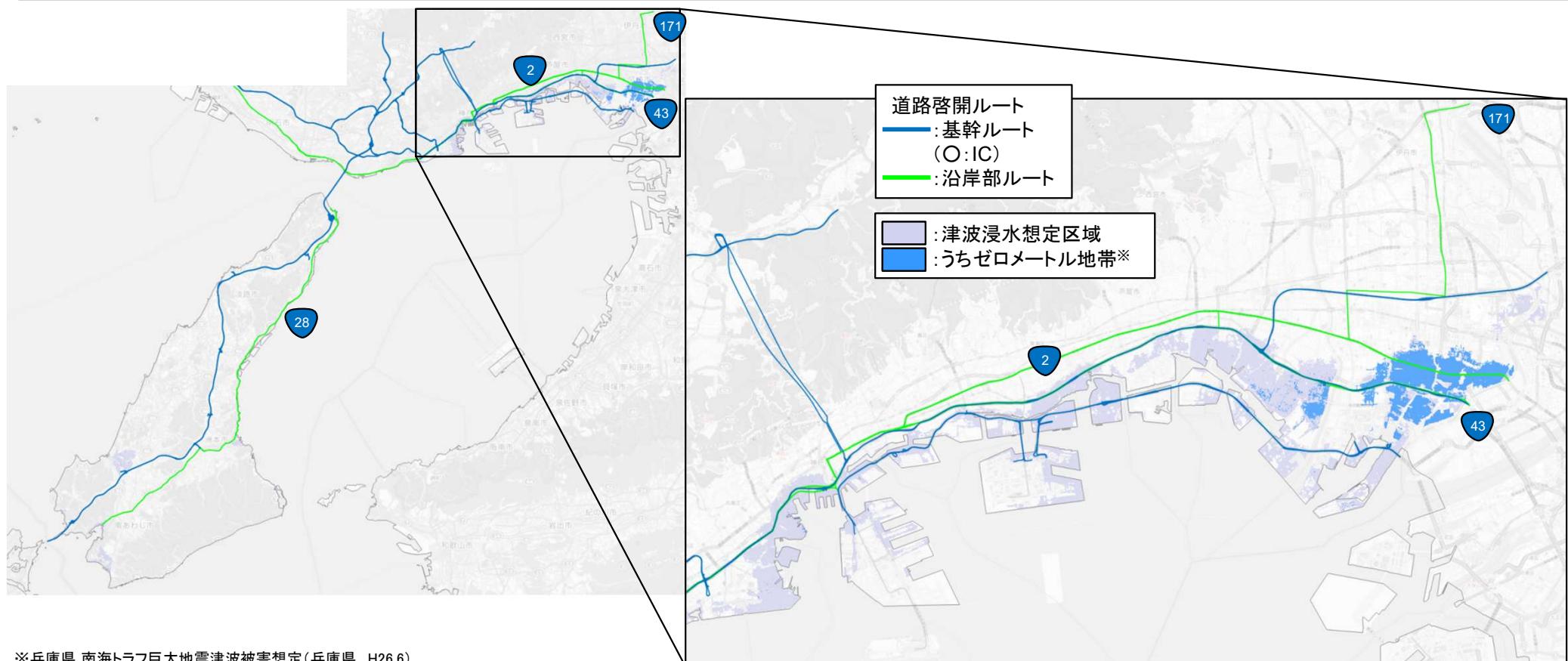
- ▶ 津波被害想定をもとに、内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」に示される緊急輸送ルート、緊急輸送道路、緊急交通路等との整合を考慮し、優先的に啓開すべき道路を『啓開ルート』として選定する。

【選定の視点】

- 基幹ルート：救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルートとして位置づけ、自動車専用道路等からの選定を基本とする。
- 沿岸部ルート：津波被害が甚大な沿岸域全体の交通機能の軸となるルートとして位置づけ、一般国道等からの選定を基本とする。
- 沿岸部への進出ルート：基幹ルートと沿岸部ルートを結ぶルートであり、一般国道、県道、市道等からの設定を基本とする。
- 主要拠点への進出ルート：基幹ルート、沿岸部ルートと行政機関や災害拠点病院等の防災上の主要な拠点を結ぶルートであり、一般国道、県道、市道等からの設定を基本とする。

【迂回路の設定】

浸水地域のうちゼロメートル地帯※(尼崎市、西宮市)については、道路啓開作業自体が困難となる状況を想定し、迂回路を設定する。



2. 5. 1 啓開STEP

- 人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため、発災後概ね72時間以内に「基幹ルート」、「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の完了を目標とする。しかしながら東日本大震災では、道路啓開が概ね完了するまで7日間を要したことから、被災の状況によっては、72時間以降も道路啓開を継続する場合がある。(注)

【STEP1⇒24時間以内完了目標】

浸水想定区域外の「基幹ルート」「沿岸部ルート」「沿岸部への進出ルート」「主要拠点への進出ルート」を確保



STEP1のイメージ

【STEP2⇒48時間以内完了目標】

浸水想定区域内の「基幹ルート」「沿岸部への進出ルート」「主要拠点への進出ルート」を確保するとともに、「沿岸部ルート」の啓開に着手



STEP2のイメージ

【STEP3⇒72時間以内完了目標】

浸水想定区域内の「沿岸部ルート」を確保



STEP3のイメージ

大津波警報・津波警報発表中

東日本大震災では津波警報解除は発災から約30時間後

津波警報解除後

	: 浸水想定区域	●	: 主要拠点
←→	: 基幹ルート		
←→	: 沿岸部ルート		
→	: 沿岸部への進出ルート		
→	: 主要拠点への進出ルート		

基幹ルート：救助・救援、応急復旧活動の基幹となる広域交通を可能とするルート(自動車専用道路等で設定)

沿岸部ルート：津波被害が甚大な沿岸域全体の交通機能の軸となるルート(一般国道等で設定)

沿岸部への進出ルート：基幹ルートと沿岸部ルートを結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)

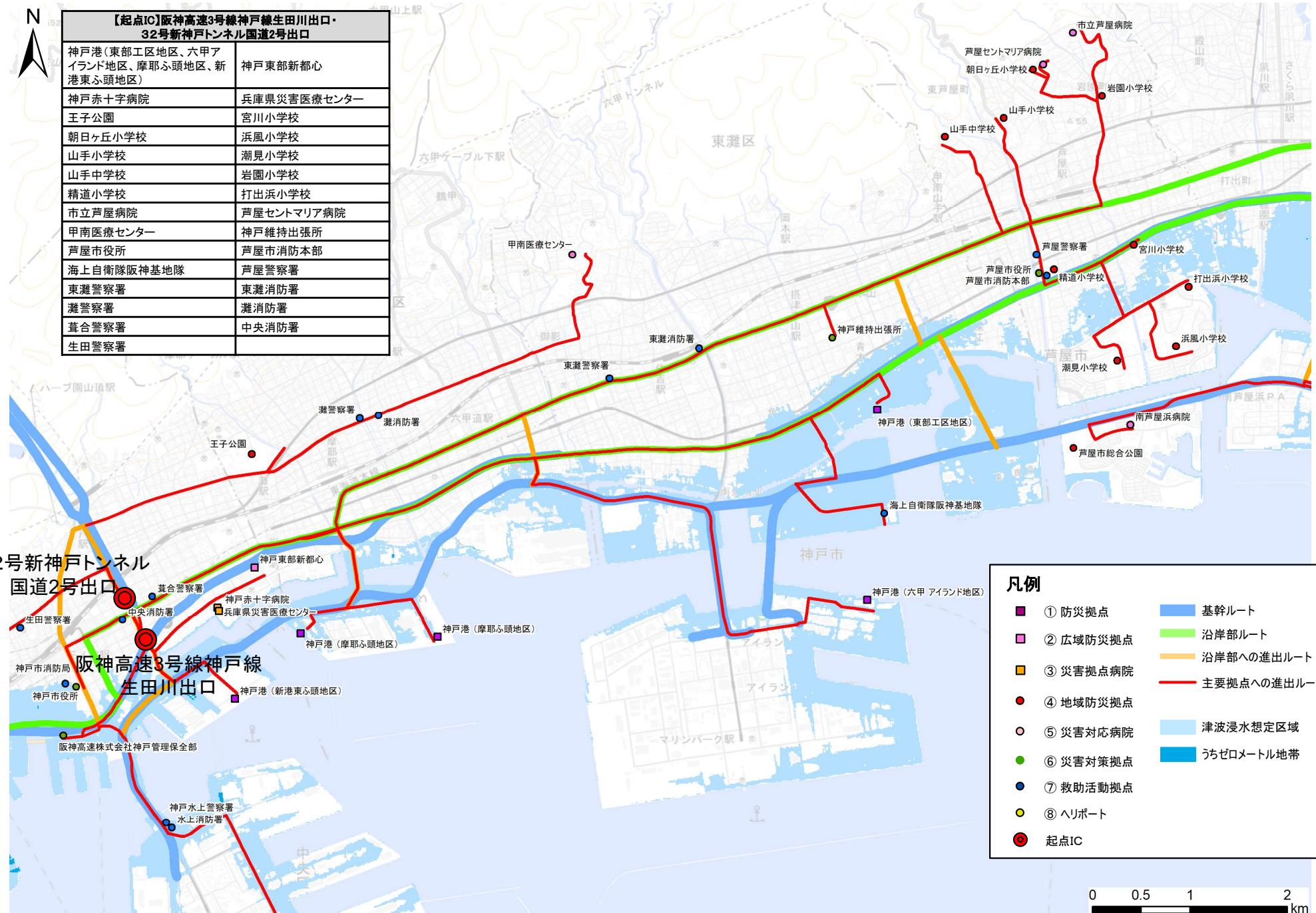
主要拠点への進出ルート：基幹ルート、沿岸部ルートと防災上の主要な拠点を結ぶルート(一般国道、県道、市道等で設定)

※上記のルートを総称して「啓開ルート」とする。

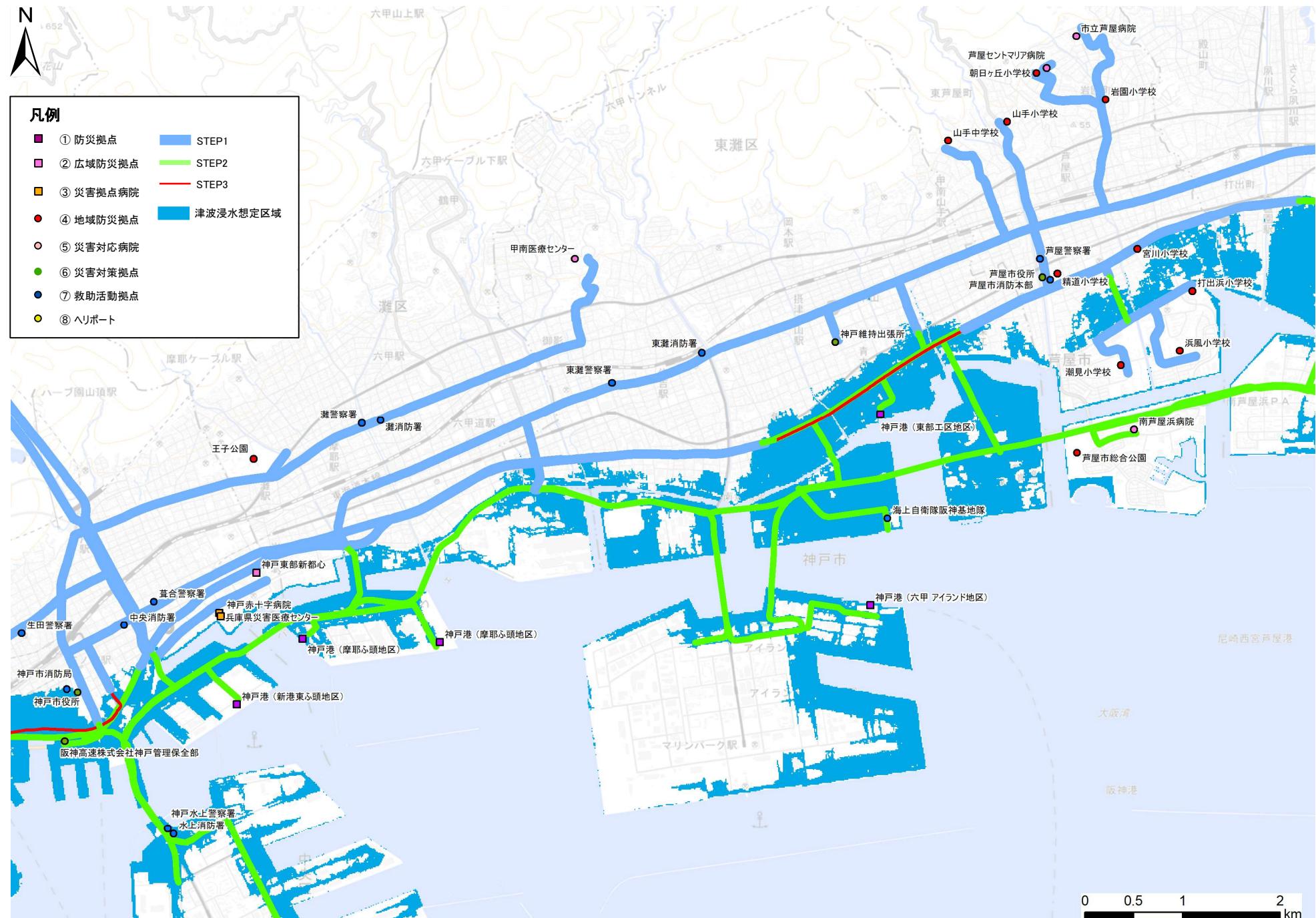
(注)現在、各道路において緊急輸送道路の早期機能確保に向けた耐震補強を進めている状況のため、道路啓開の目標時間は各路線の耐震補強が完了した状態での目標である。

※目標時間は、計画策定のための基準として設定しているものであり、実際の被害に対して、啓開完了を確約するものではない。

3. 2. 6 啓開ルート図(4)



3. 2. 8 啓開STEP図(4)



- ▶ 令和5年11月のWGでの指摘事項のうち、その時点では保留となった内容及び新たに対応すべき内容として選定されたものについて一通り対応
- ▶ 今年度のWGにて合意を得た上で令和6年12月に改訂版を公表

■R5.11WG時点で保留となっていた指摘と対応結果

WGメンバーからの意見・指摘

対応方針

①道路啓開計画発動基準の設定

道路啓開開始となる発動基準(トリガー)を明確化する必要がある。(震度、津波警報、対象地域などトリガーとなる条件の明確化が必要)

道路啓開開始となるトリガー案を作成
今年度より新たに整備局より全体方針として示された『自動発動』も計画に反映

②防災拠点の見直し(追加)

緊急輸送道路ネットワーク計画に記載の拠点を、道路啓開の対象とする拠点として追加する必要がある(尼崎港事務所、阪神高速道路事務所、警察署、消防署等などの拠点を、道路啓開の対象とする拠点として追加する必要がある)

緊急輸送道路ネットワーク計画に記載の拠点(尼崎港管理事務所、阪神高速道路管理事務所、警察署、消防署)を道路啓開の対象とする拠点として追加

③啓開ルートの見直し

啓開ルートは、啓開作業が極力減るような最短ルートを設定する必要がある(うずまちテラス、五色県民健康グラウンドへの啓開ルートの変更)

最短ルートとなるように啓開ルートを見直し(うずまちテラス、五色県民健康グラウンドの啓開ルート見直し)

④連絡体制の見直し

尼崎港管理事務所・兵庫県港湾部を連絡フローに追加する必要

検討フローを修正
(尼崎港管理事務所・兵庫県港湾部を連絡フローに追加)

兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案)の改訂内容(R6.12)(2/2)

- 令和5年11月のWGでの指摘事項のうち、その時点では保留となつた内容及び新たに対応すべき内容として選定されたものについて一通り対応
- 今年度のWGにて合意を得た上で令和6年12月に改訂版を公表

■新たに対応すべき内容と対応結果

新たに対応すべき事項

対応結果

⑤自衛隊との連携

能登半島地震において、自衛隊と陸海空において連携を図りながら道路啓開を行ったことを踏まえ、各地の啓開計画においても自衛隊の活用が想定される拠点を設定

自衛隊による海からのアプローチ、活動拠点、ヘリポート等について、陸上自衛隊・海上自衛隊へのヒアリングにて把握した結果を計画に反映

⑥自動発動に向けた対応

能登半島地震では通信途絶の状況が一定時間継続したことも踏まえて、南海トラフ地震発生時には、自動的に活動(収集)拠点に収集す発動基準(トリガー)を明確にすること、通信途絶時における連絡方法についても定める必要がある

道路啓開計画の発動基準の検討、活動(収集)拠点の設定、通信途絶時の対応などを検討中

⑦雪害への対応

令和6年6月の防災基本計画の修正のいて、国が関係機関と連携し、予め道路啓開計画(雪害、火山災害含む)を作成することが義務付けられた

阪神淡路地域において対象となる「雪害」について計画に追記(火山災害は対象となる火山がないため対象外の旨記載)

⑧記載内容の一部見直し

東日本大震災の際の道路啓開の状況(約7日間で完了)等を考慮し、整備局として表現を見直す方針

現計画のうち以下の通り、「概ねの完了」に見直し
"72時間以内に道路啓開完了を目標にする"、"拠点への進出ルート全ての道路啓開を完了"等の表現から、
"72時間以内に道路啓開の概ねの完了を目標にする"、"拠点への進出ルートの道路啓開を概ね完了"に変更

⑨区間指定の対応

現計画では災害対策基本法にもとづく区間指定に関する記載がない

各道路管理者による区間指定が必要な旨を記載

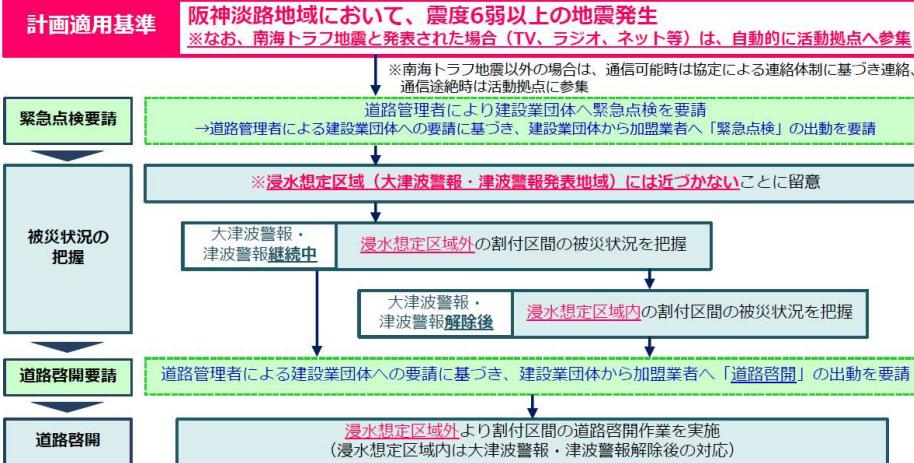
兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案) 簡易マニュアル

兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案) 簡易マニュアル ~道路啓開業者対象~

参考資料2

■計画適用基準 【本編※1】: 65ページ

※1) 本編: 兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案) 令和6年12月改訂



■道路啓開の目標（啓開STEP） 【本編：10ページ】

人命救助を目指した救助・救援ルートを確保するため、**発災後概ね72時間以内**に「基幹ルート」「主要拠点への進出ルート」の道路啓開の完了を目指す



■活動（参集）拠点 【本編：66ページ】

▼各建設業団体の活動（参集）拠点（案）

対象道路	道路管理者	建設業団体	活動（参集）拠点（案）
国管理道路 県管理道路	近畿地方整備局 (兵庫国道事務所)	(一社) 兵庫県建設業協会 神戸支部	兵庫県庁または 神戸維持出張所
		(一社) 兵庫県建設業協会 尼崎支部	兵庫県 西宮土木事務所
		(一社) 兵庫県建設業協会 西宮支部	兵庫県 西宮土木事務所
		(一社) 兵庫県建設業協会 淡路支部	兵庫県 洲本土木事務所
市管理道路	神戸市	神戸市建設協力会	神戸市役所
	尼崎市	尼崎建設事業協同組合	尼崎市役所
	西宮市	(一社) 西宮建設協会	西宮市役所
	芦屋市	芦屋建設業組合 協同組合芦屋灘風会	芦屋市役所
	淡路市	淡路市建設業協会	淡路市役所
	洲本市	洲本市建設業協同組合	洲本市民交渉センター
南あわじ市	南あわじ市	南あわじ市建設業安全・安心協力会	南あわじ市役所

<留意事項>

- 自発活動における活動（参集）拠点については、各建設業団体と災害協定の締結関係にある行政機関の市役所や出先事務所への参集を基本とする。
- 参集にあたっては、**従業員や家族の安否確認を最優先としたうえで実施**する。
- 参集にあたっては、参集途上で得られた被災状況等も可能な限り写真等にて記録し、参集時に道路管理者と共有を図ることができるようにする。

連絡先記載欄

- 道路管理者：
() -
- その他：
() -

兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画(案) 簡易マニュアル～道路啓開業者対象～

■道路啓開作業時に関する基本的な考え方 【本編：84ページ】

道路施設にかかる主な被災想定

- 橋梁段差（液状化による橋台背面盛土の沈下、支承部の損傷による上部構造の沈下）
- ガレキ等（津波浸水被害（泥土）、沿道施設被害）
- 放置車両等
- 土砂（落石や自然斜面の崩壊）

【多車線道路（4車線以上）】 上下各1車線の啓開を基本（計2車線の啓開）

【2車線道路】

- 1車線（幅員4m程度※）+すれ違い区間の啓開を基本
※普通車がすれ違う幅員を考慮
【すれ違い区間】
長さ20m、幅員5m以上を基本
(区間の前後にはテーパー部を設けることが望ましい)

■道路啓開作業時における留意点 【本編：85ページ～】 ※作業記録を残すためにも、可能な限り作業状況を写真撮影すること

(1) 放置車両



- ! 移動前後での写真撮影を実施
! 感電しないよう取り扱いに注意
(ハイブリット車・電気自動車)

(5) 負傷者・安否不明者・遺体

- 警察・消防・市職員へ連絡
□ 自衛隊が派遣されている場合は適宜連携

(6) がれき処理

- バックホウ等を用いて撤去後、道路脇に横移動またはダンプトラックに入れる

(7) 電柱の倒壊



- ◇連絡事項>
・所有者
・電柱番号
・目標物、交差点名

(8) 橋梁段差

- 平地と段差に敷設板をすりつけ、段差を解消
□ 敷設板が動かないように土のうで固定
※勾配は10%未満を基本とする。ただし現場状況に応じて適宜実施。
※セイフティーコーン、立看板にて注意喚起



資機材（重機）の調達について（検討中）

- 道路啓開作業時に使用する資機材調達を円滑化するため、兵庫国道事務所、レンタル協会関西ブロック兵庫支部、兵庫県トラック協会の3者で協定を令和6年3月に締結。
- レンタル協会、トラック協会と連携した資機材確保の具体的な運用方法を検討中。調整が完了次第周知予定。

道路啓開計画の法定化を受けた対応 (道路啓開計画ガイドラインとの対応)

2025/9/25(木)
第8回ワーキング

道路啓開計画の法定化を受けた対応について

- 道路啓開計画が法定化されたことを踏まえ、国土交通省にて道路啓開計画の策定ガイドラインを作成。
- 道路啓開計画に記載すべき事項が整理されており、府県版道路啓開計画はこのガイドラインに即することが必要。（府県版道路啓開計画への対応は令和8年度に実施予定）

道路啓開計画で定める事項 (法定化)	ガイドラインに即して整理すべき内容
①対象災害	<ul style="list-style-type: none">● 啓開計画を策定する上で対象とする災害
②啓開目標	<ul style="list-style-type: none">● 防災拠点等へのアクセス確保目標(時間)
③優先啓開路線・区間	<ul style="list-style-type: none">● アクセス確保目標を達成するために優先的に啓開を行う路線・区間の設定● 管理者を越えて実施する啓開の区間・役割分担 等
④啓開方法	<ul style="list-style-type: none">● 啓開を実施するための手順● 啓開を行う建設業者等の割付け 等
⑤資機材の備蓄・調達	<ul style="list-style-type: none">● 啓開に必要となる資機材● 道路管理者、災害協定会社が保有する資機材及び備蓄場所● 不足する場合の地域外からの調達方法
⑥訓練の実施	<ul style="list-style-type: none">● 啓開の実効性を向上させる実践的な訓練の実施
⑦情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none">● 被災状況・啓開進捗状況等の情報収集・共有・伝達の方法(関係機関含む)
⑧その他、必要な事項	<ul style="list-style-type: none">● 災害対応の実績を踏まえた定期的な計画の見直し 等

道路啓開計画の法定化を受けた対応について

○基本的には現行計画の記載内容である程度対応できているが、「資機材の備蓄・調達」や「訓練の実施」においては追記・更新が必要となる。

道路啓開計画で定める事項	ガイドラインに即して整理すべき内容	現行計画での対応状況及び方針
①対象災害	・ 啓開計画を策定する上で対象とする災害	・ 本編1-2に記載済み
②啓開目標	・ 防災拠点等へのアクセス確保目標(時間)	・ 本編2-5に記載済み
③優先啓開路線・区間	<ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス確保目標を達成するために優先的に啓開を行う路線・区間の設定 ・ 管理者を越えて実施する啓開の区間・役割分担等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本編3-2に記載済み ・ 本編4-1,5-5に記載済み
④啓開方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓開を実施するための手順(タイムライン) ・ 管理区分を超えた道路啓開の実施 ・ 啓開を行う建設業者等の割付け等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地震発生から72時間までのタイムラインの作成(現行タイムラインの更新) ・ 半島部の24条承認特例について記載 ・ 本編5-6に記載済み
⑤資機材の備蓄・調達	<ul style="list-style-type: none"> ・ 啓開に必要となる資機材 ・ 道路管理者、災害協定会社が保有する資機材(備蓄量及び不足量) ・ 不足量への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本編5-3,5-4に記載済み ・ 保有する資機材やその不足量について新たに追記 ・ 本編5-4にて整理中。検討進捗に応じて記載内容を深化
⑥訓練の実施	・ 啓開の実効性を向上させる実践的な訓練の実施(ガイドラインに記載の主な訓練メニュー等)	・ 本編5-8に記載済み(訓練結果に応じて記載内容を深化)
⑦情報収集・伝達	・ 被災状況・啓開進捗状況等の情報収集・共有・伝達の方法(関係機関含む)	・ 本編4-3に記載済み
⑧その他、必要な事項	・ 災害対応の実績を踏まえた定期的な計画の見直し等	・ 本編巻末に該当する文言を記載(道の駅の活用、啓開ルート上のリスク、道路ネットワークの課題、複合災害の扱いなど)

今年度の取組について

2025/9/25(木)
第8回ワーキング

情報伝達訓練の実施方針について

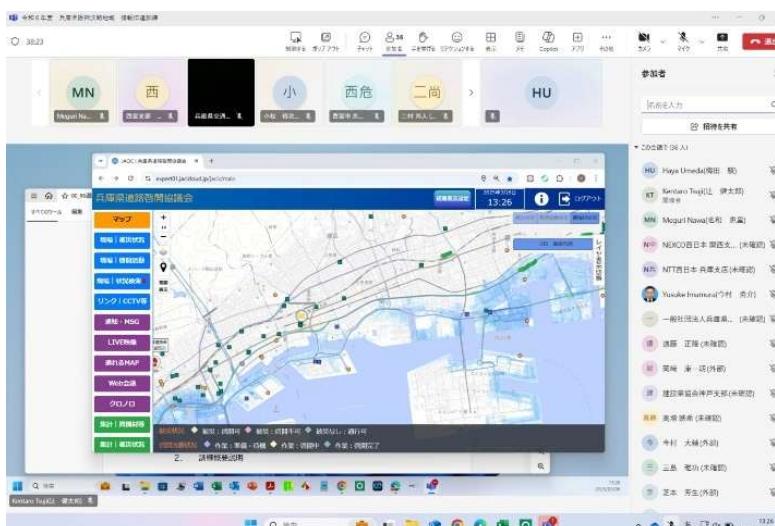
- 令和3年度以降、啓開計画（案）の読み合わせやJACICクラウドを活用した訓練を実施している。
 - 令和6年度の情報伝達訓練では、JACICクラウドのアクセス時に一部機能に負荷がかかり、予定した訓練内容を実施することができなかつた点などが課題となつた。
 - システム負荷軽減改善を最優先とし、訓練実施方法についても対面開催に見直しを図るなど改善を図つたうえで令和7年度の訓練に取り組む。

■訓練の様子(令和6年度)

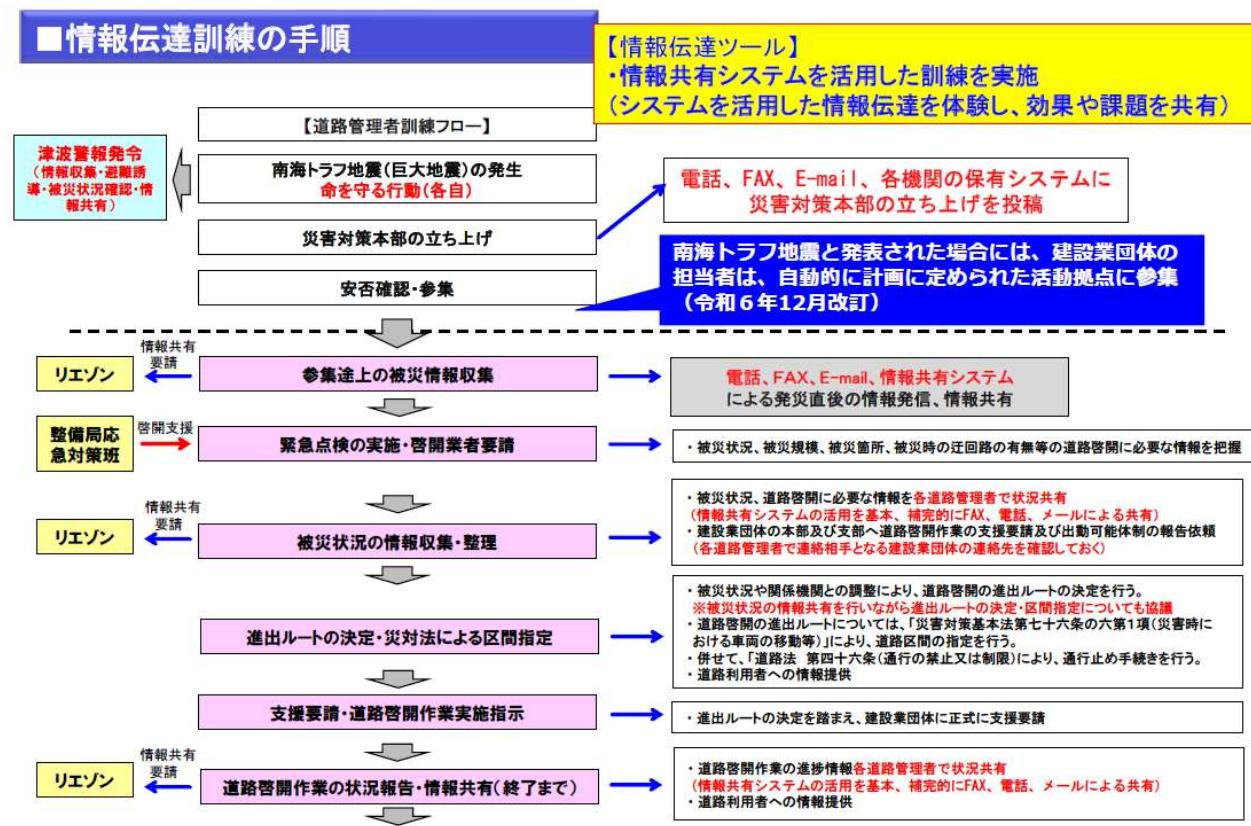
(事務局:兵庫国道事務所会議室)



■ TeamsでのJACICクラウド説明状況



■情報伝達訓練手順(令和6年度)



通信途絶時の連絡方法に関する意見照会について

- 現行計画では通信途絶時における情報共有体制の枠組みのみ掲載されており、実効性を高めるために具体化していく必要がある。
- 道路管理者が保有するマイクロ回線や衛星電話回線、窓口担当者について意見照会を実施する。

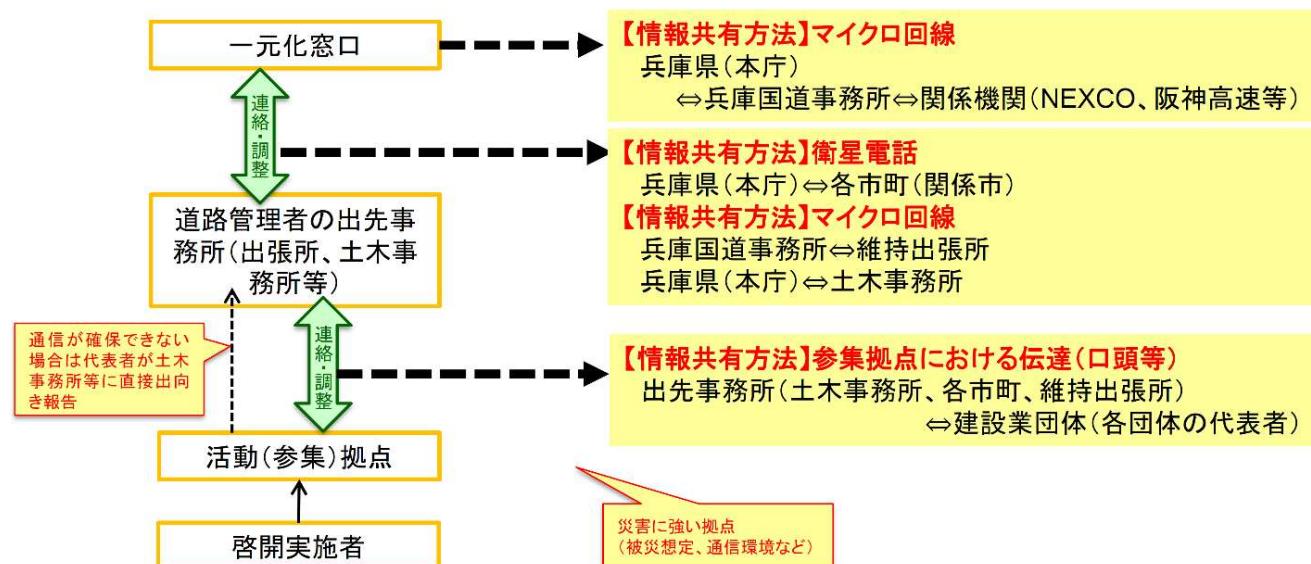
■通信途絶時の情報共有体制(現行計画より抜粋)

4. 情報収集・連絡・連携

4-3. 情報収集・連絡手段の確保及び運用方法

4. 3. 4 通信途絶時の情報共有

- 一元化窓口想定の兵庫県(本庁)と兵庫国道、関係機関はマイクロ回線で連絡が可能。
- 出先事務所との通信は、国交省の事務所(兵庫国道) ⇄ 維持出張所、兵庫県(本庁) ⇄ 土木事務所はマイクロ回線での連絡が可能。また、兵庫県(本庁) ⇄ 各市町は衛星電話による連絡が可能。
- 啓開実施者(各建設業団体)は、南海トラフ地震発生時または通信途絶時は、活動(参集)拠点として、出先事務所等の行政施設に参集し、出先事務所の職員と情報共有が行うことで全体の連絡体制を確保可能。
- なお、通信が可能な状況においては、各道路管理者と建設業団体で締結している災害協定に基づく連絡網にもとづき連絡・共有を行ふものとする
- また、国土交通省は、通信途絶時にも対応可能な直轄の専用通信回線(例:衛星通信車、Ku-SAT、K-入(デジタル陸上移動通信システム等)の活用を検討する。



■通信手段の意見照会フォーム

【返送先】 ml-hyogo_keikai@dx.n-koei.co.jp
(日本工営(株) 大阪支店交通都市部 梅田、社 宛)

通信途絶時における連絡手段に関する記入様式

以下の赤字部分についてご記入ください。

※ご所属の部署における保有状況について記載ください。

※危機管理部署と共同で利用できるマイクロ回線や衛星電話がございましたら、それらについてもご記入ください。

※記入行が不足する場合は適宜追加ください。

No.	道路管理者組織名 (●●市)	所在地 ○○市	マイクロ 回線番号	衛星電話番号 (危機管理部と共に) XX-XXX-XXX	窓口担当者名 ○○ ○○
例	○○市○○課	○○市	-		
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

■ご回答いただいた方の連絡先等をお知らせください

※記載内容について不明点等ある場合にお問い合わせさせていただく場合がございます。

ご所属	ご氏名
TEL	メールアドレス

建設業団体向け説明会の開催について

○災害時において、より確実な道路啓開計画の実行を実現させるため、道路啓開を行う建設業者様に対して道路啓開の方法等に関する説明会を開催予定である。

開催形式

対面にて開催
(神戸市内の会議室を確保予定)
※ただし、WEB視聴環境(Teams)も整備予定

開催予定期

令和7年11月下旬～12月上旬頃を予定

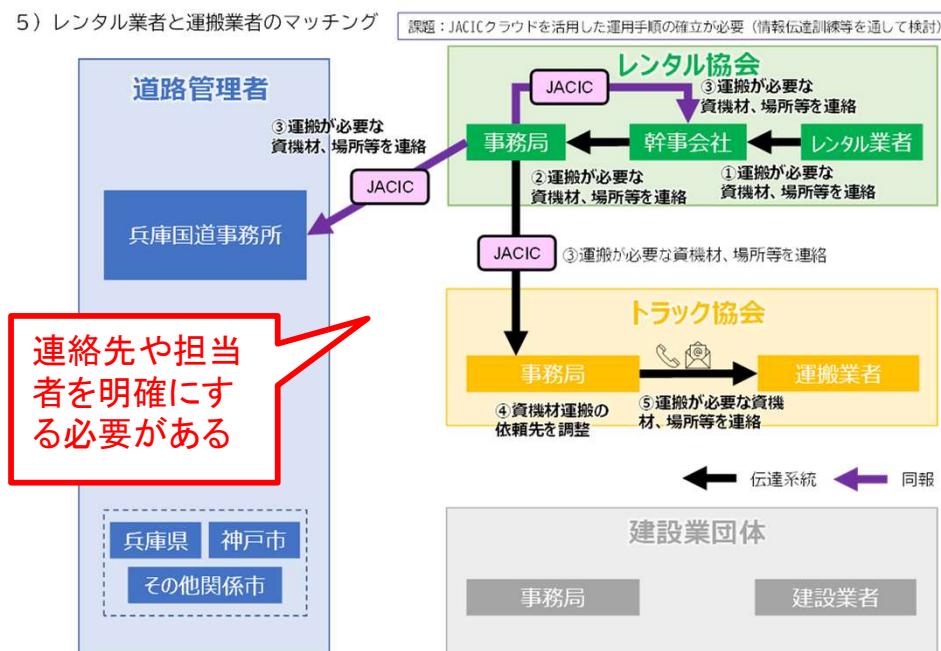
内容(案)

- 道路啓開の概要(道路啓開とは)
- 道路啓開の実施
 - ✓ 災害協定
 - ✓ 啓開ステップ
 - ✓ 啓開ルート
 - ✓ 実施フロー
 - ✓ JACICクラウド
 - ✓ 留意点
- 連絡体制(状況別連絡フローの紹介)
- 道路啓開計画の改訂(令和6年12月の改訂内容の紹介)

資機材確保に向けた検討について

- 昨年度、資機材確保に向けて、協定を締結した3者間（兵庫国道事務所、レンタル協会、トラック協会）での連絡フローや要請・報告様式を検討した。
- 連絡フローの具体化や報告様式の更新等により実効性を高めていく必要がある。

■検討した連絡フローのイメージ図



■検討した報告様式

様式4 別紙 ※業者単位で作成

1 業者情報						
業者名 :						
業者担当者 :						
担当者連絡先 :						
2 貸与実績						
貸与資機材名	規格 (大きさ、重さ等)	数量	現場住所(輸送先)	現場担当業者名	現場担当者 氏名・連絡先	貸与期間

■今後の課題と対応方針(案)

今後の課題	対応方針
連絡フローや様式を運用ベースで落とし込み	関係機関への連絡先及び窓口担当者の照会 報告様式の更新
アカウントの発行方法の調整	JACICクラウドのアカウント発行 役割に応じたアカウントの発行範囲調整
幹事会社の事前把握	レンタル協会への幹事会社の照会
情報伝達訓練による理解促進	レンタル協会、トラック協会のJACICクラウド操作への習熟(情報伝達訓練等)
連携状況の共有	資機材の提供状況や運搬状況等のクラウド上の掲示板による管理

道路啓開作業手順説明動画の公開について

- 道路啓開作業の理解促進を目的に、道路啓開作業の手順ごとに説明動画を作成した。
- 道路啓開作業を担当する方々の道路啓開に関する理解向上策の一環として、作成した動画を公開する。

■作成した動画例(04 幅員確保)



04 幅員確保

確保すべき幅員、すれ違い区間の考え方について、多車線道路の場合、2車線道路の場合に分けて説明。

■作成した動画例(09 負傷者・安否不明者)



09 負傷者・安否不明者

負傷者発見時からの動きを、自衛隊が近くにいる場合、ご遺体である場合について説明。

兵庫県直下型地震を対象とした 道路啓開計画の立案

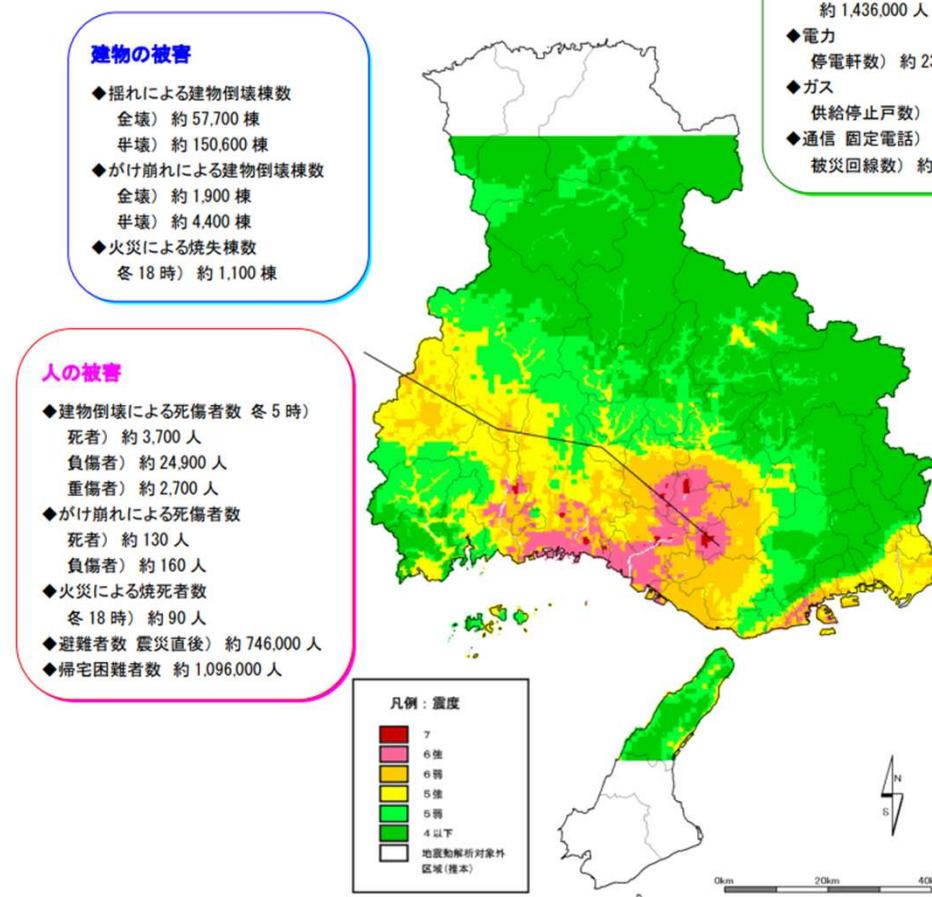
2025/9/25 (木)
第8回ワーキング

今回検討対象とする断層帯について（山崎断層）

- 今回検討対象とする断層帯は「山崎断層」。
- 播磨地域周辺において最大震度7が想定されており、その他地域においても震度5弱以上の震度が幅広く分布している。
- 兵庫県南部の沿岸部では、液状化の危険度が極めて高い。

▼山崎断層帯地震の震度分布

2 山崎断層帯地震（大原・土方・安富・主部南東部）

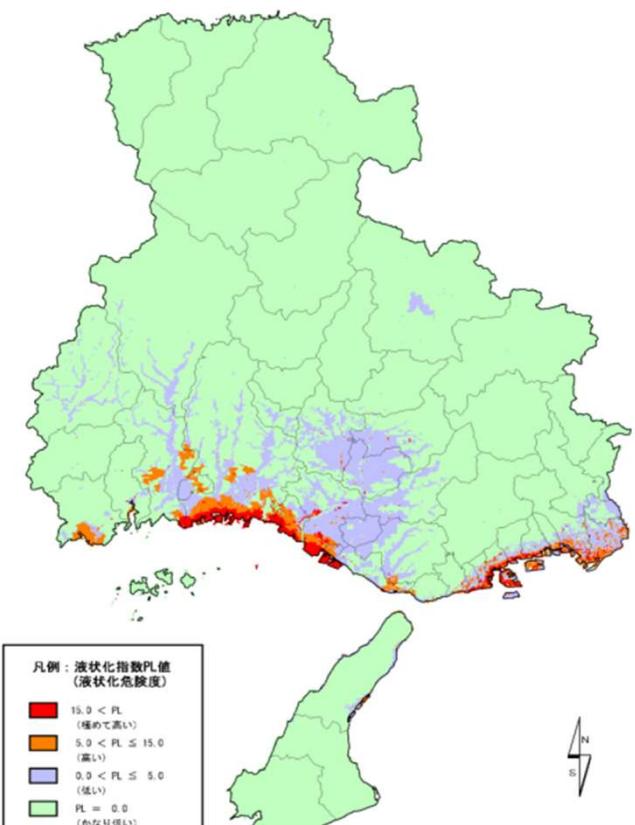


ライフラインの被害

- ◆上水道 断水による影響人口
約 1,436,000 人
- ◆電力
停電軒数) 約 235,000 軒
- ◆ガス
供給停止戸数) 約 569,000 戸
- ◆通信 固定電話
被災回線数) 約 230,000 回線

地域名	県民局名	市町名	M8.0
阪神・神戸	神戸市	神戸市	震度6強
	尼崎市	尼崎市	震度6弱
	西宮市	西宮市	震度6弱
阪神北	芦屋市	芦屋市	震度6弱
	伊丹市	伊丹市	震度6弱
	宝塚市	宝塚市	震度6弱
	川西市	川西市	震度6弱
	三田市	三田市	震度5強
播磨	猪名川町	猪名川町	震度4以下
	明石市	明石市	震度6強
	加古川市	加古川市	震度7
	高砂市	高砂市	震度7
	福良町	福良町	震度6強
	播磨町	播磨町	震度6強
中播磨	姫路市	姫路市	震度7
	神河町	神河町	震度5強
	市川町	市川町	震度5強
	福崎町	福崎町	震度6弱
西播磨	相生市	相生市	震度6弱
	たつの市	たつの市	震度7
	赤穂市	赤穂市	震度6弱
	宍粟市	宍粟市	震度6強
北播磨	太子町	太子町	震度6強
	上郡町	上郡町	震度5強
	佐用町	佐用町	震度6強
	西脇市	西脇市	震度5強
	三木市	三木市	震度7
	小野市	小野市	震度7
但馬・丹波	加西市	加西市	震度7
	加東市	加東市	震度7
	多可町	多可町	震度5強
	豊岡市	豊岡市	震度5強
	養父市	養父市	震度5強
丹波	朝来市	朝来市	震度5弱
	香美町	香美町	震度5弱
	新温泉町	新温泉町	震度5弱
	篠山市	篠山市	震度5弱
淡路	丹波市	丹波市	震度5強
	洲本市	洲本市	震度5強
	南あわじ市	南あわじ市	震度4以下
	淡路市	淡路市	震度6弱

▼山崎断層帯地震の液状化分布



検討項目の概要

- 山崎断層地震を想定した場合の検討項目は以下の通り。
- 南海トラフ地震を検討した際と同様の項目を検討。
- 南海トラフ地震では「阪神淡路地域」を対象としていたが、山崎断層地震では「兵庫県全域」を対象として検討。

▼検討項目の概要（案）

No.	検討項目	概要	対象地域	
			山崎 断層	〈参考〉 南海トラフ
01	主要拠点	「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画」、内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」から主要拠点を選定。	兵庫県全域	阪神淡路地域
02	啓開ルート	緊急輸送道路、内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」に示される緊急輸送ルート、緊急交通路等との整合を考慮し、優先的に啓開すべき道路を『啓開ルート（基幹ルート、進出ルート）』として選定する。	兵庫県全域	阪神淡路地域
03	啓開ステップ	発災後概ね72時間以内を啓開完了目標とし、啓開ルートの啓開ステップを検討する。	兵庫県全域	阪神淡路地域
04	被災想定の算定	地震発生時の橋梁段差、ガレキ等、放置車両等、土砂の被災想定を算出。	兵庫県全域	阪神淡路地域
05	啓開作業に必要な人員・資機材の算定	被災想定を踏まえ、啓開作業に必要な人員・資機材を算定。	兵庫県全域	阪神淡路地域

※検討項目のうち、公表・非公表とする項目は今後調整予定

▼今後の検討スケジュール（案）

- ・令和7年11月下旬 事務局会議：進捗報告
- ・令和8年1月下旬 事務局会議：今年度の最終案を協議。
- ・令和8年3月中 WG：今年度の最終案を提示。

兵庫県直下型地震を対象とした道路啓開計画の主要拠点選定の考え方（案）

- 兵庫県の「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画」、内閣府の「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の2つの計画で定められている拠点より設定。
- 拠点分類は兵庫県計画の分類より設定。（分類①災害対策拠点、②救助・救急・医療・消火活動拠点、③緊急物資輸送拠点、④ライフラインの応急復旧拠点）
- 内閣府計画の拠点は「⑤その他拠点」として設定。

▼兵庫県阪神淡路地域道路啓開計画（案）の主要拠点選定の考え方（334箇所 ※一部、県計画と内閣府計画で同一拠点あり）

分類	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①災害対策拠点 97箇所	「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた、災害発生時の意思決定機関	県庁 市役所 町役場	・兵庫県指定拠点（兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画、R7時点）
②救助・救急・医療・消火活動拠点 110箇所	「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた、以下の機能を有する拠点施設 (1)人命救助 (2)避難誘導や救助活動、各種交通対策、犯罪等への対策 (3)災害の被害状況の調査や救助活動 (4)医療支援・救援物資などの輸送・防疫支援	災害拠点病院 DMAT指定病院 消防署 警察署 海上保安庁 自衛隊	・兵庫県指定拠点（兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画、R7時点）
③緊急物資輸送拠点 55箇所	「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた、以下の機能を有する拠点施設 (1)物資輸送等の拠点 (2)広域防災拠点（全県拠点）：各地域の広域防災拠点を支援 (3)広域防災拠点（ブロック拠点）：救援物資の集積配送機能、被災者用物資等の備蓄機能、応急活動要員の集結・宿泊・出動 (4)広域防災拠点（その他）：既存施設を利用した物資集配及び集結・宿泊基地 (5)他地域や広域防災拠点から派遣される要員や緊急物資などの受け皿	空港 港湾 漁港 広域防災拠点 貨物ターミナル 道の駅	・兵庫県指定拠点（兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画、R7時点） ・兵庫県災害時受援計画（R3時点）
④ライフラインの応急復旧拠点 48箇所	「兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画」で定められた、以下の機能を有する拠点施設 (1)災害情報の収集 (2)道路の緊急点検 (3)二次災害防止のための緊急措置や被災した場合の応急復旧の拠点	国道事務所 県土木事務所市建設事務所 高速道路管理事務所 港管理事務所	・兵庫県指定拠点（兵庫県緊急輸送道路ネットワーク計画、R6時点）
⑤その他拠点 24箇所	「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」で定められた、救援・物資輸送にあたって利活用が可能な拠点施設	広域進出拠点（SA・PA等） 広域物資輸送拠点 空港・港湾施設	・内閣府指定拠点（「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画、R5時点」）

参考：近畿地整管内の他府県の道路啓開計画における拠点分類（1/2）

- 近畿地整管内の他府県の道路啓開計画における拠点分類は以下の通り。
- 緊急輸送道路ネットワーク計画から拠点を抽出している事例が多い。

■奈良県（287箇所）

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①災害管理対策拠点	・災害時に応急復旧や道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	県庁 総合庁舎 市町村役場 道路管理者（土木事務所） 交通管理者（県警） 陸運支局 道路管理者（国土交通省） 郵便局 気象台 放送局	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
②輸送拠点	・緊急時における人的、物資輸送の玄関口、備蓄、集積	ヘリポート 卸売市場 トラックターミナル インターチェンジ サービスエリア 道の駅 鉄道駅前広場	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
③ライフライン拠点	・日常生活に必要不可欠なライフラインの維持	上下水道 ガス 電気 電話	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
④救助活動拠点	・災害後の消防、救助等の救難活動 ・負傷者の治療介護	消防署 日本赤十字社 災害拠点病院等 広域避難地 自衛隊基地	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑤広域防災拠点	・緊急物資の備蓄、復旧用資機材の備蓄 ・地域内外からの物資の集積、配達拠点 ・救援、復旧活動に当たる機関の駐屯拠点	広域防災拠点	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出

出典：奈良県道路啓開計画（R6.12）

■滋賀県（216箇所）

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや救援・物資輸送にあたって利活用が可能な施設	国、県等で定めている以下 の施設 広域進出拠点 広域物流拠点 等	内閣府指定拠点（「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」） 緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
②物資拠点	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所への輸送機能を有している拠点	備蓄基地 物流拠点 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
③災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	国土交通省 県庁 県土木事務所 市役所・町役場	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出 【国土交通省】国土交通省関係庁舎 【県庁】災害対策本部が設置される庁舎 【県土木事務所】現地災害対策本部が設置される府 【市役所・町役場】災害対策本部が設置される庁舎
④救命活動拠点	災害時に傷病者の受け入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	災害拠点病院 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防本部・署 警察本部・署 自衛隊駐屯地	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出 【消防本部・署】滋賀県内の消防本部・消防署 【警察本部・署】滋賀県警察本部・警察署 【自衛隊駐屯地】滋賀県内の駐屯地
⑥輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	空港、港湾、漁港 ヘリポート 鉄道駅前広場	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑦ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社 ライフライン関連施設 放送局 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
⑧その他拠点	その他の応急復旧に必要となる施設	広域避難地	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出

出典：滋賀県道路啓開計画（R7.1）

■福井県（304箇所）

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①災害情報・道路管理拠点	災害情報の収集・集約及び提供、道路啓閉	国交省福井河川国道事務所、県庁、県土木事務所、市役所・町役場、県警察本部、警察署 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
②緊急輸送拠点	緊急時の物的・人的輸送の玄関口、備蓄・集積拠点	福井空港、ヘリポート、港湾、IC、道の駅 等	緊急輸送道路ネットワーク計画 内閣府指定拠点（「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」）より抽出
③ライフライン・生活物資拠点	日常生活を維持するために必要なライフライン及び生活必需品の確保	電気・電話・ガス・水道、石油備蓄基地、原子力発電所 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出
④消火・救難医療拠点	消防、救助等の救難活動及び負傷者の治療	消防機関、災害拠点病院、救急病院 等	緊急輸送道路ネットワーク計画より抽出

出典：福井県道路啓開計画（R7.1）

参考：近畿地整管内の他府県の道路啓開計画における拠点分類（2/2）

- 近畿地整管内の他府県の道路啓開計画における拠点分類は以下の通り。
- 緊急輸送道路ネットワーク計画から拠点を抽出している事例が多い。

■ 和歌山県（約600箇所）

表 王要拠点の選定方法

種別	主な機能	分類	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや被災地方面に移動する際の一次的な目標として活用可能な機能を有している拠点	広域防災拠点	
	SA・PA		・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
	道の駅		
	備蓄基地		・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
②物資拠点	災害時に県内の備蓄物資および県外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	物資集積拠点	・和歌山県広域受援計画より抽出
③災害対策拠点	災害時に道路啓開における司令塔としての機能を有している拠点	国土交通省	
	和歌山県庁		・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
	県総合庁舎等		・部会意見により拠点を抽出
	市役所		
④救命活動拠点	災害時に傷病者の受け入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を有している拠点	災害医療拠点	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
	その他医療施設		・部会意見により拠点を抽出
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
	警察		・部会意見により拠点を抽出
	自衛隊		
⑥輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	空港、港湾、漁港	
	ヘリポート		・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
	鉄道駅前広場		
⑦道路防災拠点	道路災害用資材置き場	災害用機材置場	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
⑧ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社	
		ライフライン関連施設	・緊急輸送道路ネットワーク図より抽出
		鉄道関連施設	・部会意見により拠点を抽出
		放送局	
		浄水場	
⑨その他拠点	部会等で意見があった「地域の生活支援」に必要な拠点	地域拠点	・和歌山県広域受援計画より抽出 ・部会意見により拠点を抽出
		津波排水関連場所	・津波排水運用計画より設置場所を抽出

出典：和歌山県道路啓開計画（R7.1）

■ 京都府（372箇所）

○主要拠点の選定の考え方

種別	主な機能	代表的な選定施設	設定方法
①広域防災拠点	災害時に広域応援のベースキャンプや救援・物資輸送にあたって利用が可能な施設	広域防災拠点 集結拠点	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）、京都府・京都市地域防災計画より抽出 【広域防災拠点】府内の広域防災活動・物資輸送拠点 【集結拠点】京都市内の応援部隊の進出拠点
②物資拠点	災害時に府内の備蓄物資および府外から供給される物資を受け入れ、地域内の拠点や避難所等への輸送機能を有している拠点	物流拠点 備蓄庫 道の駅 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）、京都府・京都市地域防災計画より抽出
③災害対策拠点	災害時に道路啓開実施の司令塔としての機能を有している施設	国土交通省 府庁、府広域振興局 市区町村役場 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）、京都府・京都市地域防災計画より抽出 【国土交通省】国土交通省等の関連庁舎 【京都府】府庁、広域振興局、土木事務所 等 【京都市】市・区役所、土木みどり事務所 等
④救命活動拠点	災害時に傷病者の受け入れや医療救護チームの派遣を行う拠点、あるいはそれらの機能を補完する拠点	災害医療拠点（病院） 等	京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑤救助活動拠点	災害時に道路啓開実施の実行機能を保有している拠点、あるいは救命救助活動の司令塔としての機能を有している拠点	消防 警察 自衛隊 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）、京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑥輸送活動拠点	災害時に人員、物資、燃料及び資機材等の輸送機能を有している拠点	港湾、漁港 ヘリポート 航空燃料補給場所 鉄道駅前広場 等	南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（内閣府）、京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑦ライフライン拠点	災害時に特に早期の復旧が必要となるライフラインの拠点	高速道路会社・公社 ライフライン関連施設 放送局 等	京都府・京都市地域防災計画より抽出
⑧その他拠点	その他の応急復旧に必要となる施設	広域避難地	京都府・京都市地域防災計画より抽出

13

出典：京都府域道路啓開計画（R7.1）

■ 大阪府（41箇所）

表 3-3 拠点の分類

広域防災拠点	基幹的広域防災拠点	中央防災会議幹事会において定められた、国が運用し広域的な緊急物資や、復旧資機材の輸送に当たり中心的役割を果たす拠点施設
	広域防災拠点	大規模災害における迅速かつ的確な応急対策の実施のために、広域防災拠点が次の機能を発揮するよう施設の適切な管理・運営に努める 【機能】 (1) 府の備蓄拠点、物資集積・輸送拠点 (2) 航空機を活用した物資輸送拠点 (災害時用臨時ヘリポートとして利用) (3) 消防、警察、自衛隊各機関の活動拠点
後方支援活動拠点		自衛隊、消防、警察等、広域的支援部隊の活動拠点
災害拠点病院		重症患者の救命医療を行うための高度な診療、医薬品等の備蓄、医療救護班の派遣・受け入れ、広域患者搬送への対応機能をもつ拠点施設
特定診療災害医療センター		大阪府地域防災計画で設定
製油所・油槽所		災害応急対策活動に必要な燃料や、重要施設の業務継続のための燃料を確実に確保するため、南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（中央防災会議幹事会）で設定

出典：大阪府域道路啓開計画（R6.12）

出典：南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（令和5年5月23日）（中央防災会議幹事会）

大阪府地域防災計画 関連資料集（令和6年6月修正）（大阪府）

広域の支援部隊受入計画（第8版）（令和6年6月）（大阪府）